

# 養育費 の取り決めをしましよう

■ 養育費の支払いは  
親としての当然の 義務 です

## ● 養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになりますが、親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

## ● 養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。



### ● 民法（民法第四編第五編）（明治29年法律第89号）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。

協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

第877条 第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

### ● 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

## 【養育費に関する取決めの参考例】

### 子の養育費に関する取決め

父\_\_\_\_\_（以下、甲という。）、母\_\_\_\_\_（以下、乙という。）は、  
甲乙間の子\_\_\_\_\_（以下、丙という。）の養育に関して次のとおり取り決める。

第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。

第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から、丙が満20歳に達する月までの間、毎月末日までに、月額金\_\_\_\_\_円を、下記銀行口座に振込み送金する方法により支払う。

但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、別途協議して定める。

\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店

普通・当座預金口座

番号\_\_\_\_\_

口座名義人\_\_\_\_\_

年 月 日

住 所

氏 名\_\_\_\_\_ 印

住 所

氏 名\_\_\_\_\_ 印

(注) この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等にご相談ください。